川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱

（平成１７年７月１日制定）

目　次

第１章　総　則（第１条～第３条）
第２章　事前協議（第４条～第６条）
第３章　許可等の申請及び届出（第７条・第８条）
第４章　告示及び縦覧等（第９条～第１３条）
第５章　専門家への意見聴取（第１４条）
第６章　欠格要件等の審査（第１５条・第１６条）
第７章　廃棄物処理施設審査会（第１７条～第２１条）
第８章　許可手続き等（第２２条・第２３条）
第９章　使用前検査（第２４条）
第10章　維持管理等（第２５条・第２６条）
第11章　指定の解除及び変更の届出（第２７条）
第12章　補　則（第２８条～第３１条）
附　則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という。）の許可、認可、認定及び届出（以下「許可等」という。）について必要な事項を定める。

（対象となる許可等）

第２条　この要綱の対象となる許可等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第８条第１項又は第１５条第１項に規定する設置許可
(2) 法第９条第１項又は第１５条の２の６第１項に規定する変更許可
(3) 法第９条第３項（法第１５条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による軽微な変更等の届出
(4) 法第９条の２の４第１項又は第１５条の３の３第１項に規定する熱回収施設設置者の認定
(5) 法第９条の５第１項（法第１５条の４において準用する場合を含む。）に規定する譲受け又は借受けの許可
(6) 法第９条の６第１項（法第１５条の４において準用する場合を含む。）に規定する合併又は分割の認可
(7) 法第９条の７第２項（法第１５条の４において準用する場合を含む。）に規定する相続の届出
(8) 法第１５条の２の５に規定する産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

（用語の定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 設置計画　法第８条第２項第６号及び第１５条第２項第６号に規定する廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画をいう。
(2) 維持管理計画　法第８条第２項第７号及び第１５条第２項第７号に規定する廃棄物処理施設の維持管理に関する計画をいう。
(3) 専門家会議　川崎市附属機関設置条例（平成２７年川崎市条例第１号）別表第１に掲げる川崎市廃棄物処理施設専門家会議をいう。

(4) 生活環境影響調査書　法第８条第３項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）及び第１５条第３項（法第１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）に規定する廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。

第２章　事前協議

（事前協議）

第４条　許可等の申請又は届出を行おうとする者（以下「申請等予定者」という。）は、原則として市長と事前協議を行うものとする。ただし、第２条第４号に規定する認定を受けている者であって、その更新のために第２条第４号の認定を受けようとする者は除く。

２　事前協議を開始しようとする者は、事前協議申込書（要綱第１号様式）及び別表１－１に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（改善の指導）

第５条　市長は、事前協議において必要と認めるときは、申請等予定者に対し、設置計画、維持管理計画、生活環境影響調査等について改善又は再調査を求めるものとする。

（事前協議の終了）

第６条　市長は、事前協議を終えたときは、申請等予定者に対し、当該事前協議の結果を通知する。

第３章　許可等の申請及び届出

（許可等の申請に必要な書類）

第７条　許可等の申請にあたり、別表１－２に掲げる書類（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する書類の提出部数は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、前項の提出部数を増加し、又は減じることができる。

(1) 第９条の縦覧を要する許可等の申請　　２０部

(2) 許可等の申請（前号の場合を除く）　　２部

３　第１項に規定する書類を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるもの、第９条の縦覧を要する許可等の申請を除く。

（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る届出）

第８条　法第１５条の２の５に規定する届出に必要な書類は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（要綱第９号様式）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号。以下「省令」という。）第１２条の７の１７第３項に掲げる書類とする。

２　市長は、法第１５条の２の５に規定する届出を受理したときは、受理書（要綱第１０号様式）を届出者に交付するものとする。

３　法第１５条の２の５に規定する届出を行った者は、当該届出に係る変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から１０日以内に、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（要綱第１１号様式）に、前項の規定により交付された受理書を添付して届け出なければならない。

第４章　告示及び縦覧等

（告示及び縦覧）

第９条　法第８条第４項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）又は第１５条第４項（法第１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）に規定する告示及び縦覧は、別に定めるところに

より行なうものとする。

（関係自治体からの意見聴取）
第１０条　市長は、前条の告示をしたときは、生活環境保全上の関係がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に申請書（生活環境基準の審査に必要な部分に限る。）を送付し、意見を聴くものとする。

（利害関係者の意見書）
第１１条　利害関係者が法第８条第６項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）又は第１５条第６項（法第１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出する場合は、原則として要綱第１２号様式によるものとする。
２　利害関係者の意見書の内容についての市長の回答は、原則として行わない。

（縦覧後の改善等の取扱い）
第１２条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第５条の２又は第７条の２で定める縦覧を要する廃棄物処理施設の許可等の申請書を縦覧の用に供した後は、申請者は、申請書の改善をしてはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。
(1) 改善を行うことにより、周辺の生活環境の保全についてさらに配慮がなされると認められる場合で、当該改善を行うことを専門家会議が承認したとき。
(2) 誤字等の訂正など、縦覧書類の審査に影響がない程度の補正をするとき。
(3) 市長の改善指導により、申請書を訂正するとき。

（縦覧を要する施設の不許可の手続）
第１３条　市長は、政令第５条の２又は第７条の２で定める縦覧を要する廃棄物処理施設の許可等の審査において、省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、前４条の手続を経ることなく不許可処分とすることができる。

第５章　専門家への意見聴取

（専門家への意見聴取）
第１４条　川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱第３条第１号に規定する市長が特に軽微であると認める場合において、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関する事項について、市長は、書面により専門的知識を有する者の意見を聴取するものとする。

第６章　欠格要件等の審査

（神奈川県警察本部長の意見の聴取等に基づく審査）
第１５条　市長は、許可等の申請（第２条第４号を除く。）を受理したときは、法第２２条の３第１項の規定により、神奈川県警察本部長の意見を聴取し、当該許可等の申請に係る申請者及び役員等の欠格要件を審査するものとする。

（市区町村長等への照会に基づく審査）
第１６条　市長は、許可等の申請（第２条第４号を除く。）を受理したときは、法第２２条の５の規定により、当該申請に係る申請者及び役員等の本籍地の市区町村長（当該申請者及び役員等が外国人又は法人である場合にあっては、所轄する地方検察庁検察官とする。）に対し、当該申請者及び役員等の欠格要件について照会し、審査するものとする。

第７章　廃棄物処理施設審査会

（審査会等の設置）

第１７条　市長は、廃棄物処理施設の許可等において、必要な審査を行なうため、廃棄物処理施設審査会、廃棄物処理施設特別審査会及び廃棄物処理施設庁内連絡会を置く。

２　前項に規定する審査会等の庶務は、廃棄物指導課において処理する。

（廃棄物処理施設審査会）

第１８条　廃棄物処理施設審査会は、廃棄物指導課長を委員長とし、廃棄物指導課の職員をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

２　前項の審査会は、次の場合に開催するものとする。

(1) 第２条第１号及び第２号に掲げる許可処分のための審査を行なうとき。

(2) 第２条第５号及び第６号に掲げる譲受け又は借受けの許可処分及び合併又は譲受けの認可処分をするときであって、市長が特に必要と認めるとき。

(3) 第２章に規定する事前協議において、市長が特に必要と認めるとき。

(4) 軽微な変更等の届出において、省令第５条の２又は第１２条の８に掲げる事項について特に審査する必要があるとき。

(5) 第２４条の使用前検査を行い、許可基準への適合状況について審査する必要があると認めるとき。

(6) 第２条第４号に掲げる認定処分のための審査を行なうとき。

(7) その他市長が特に必要と認めるとき。

３　第１項の審査会は、省令及び別に定める許可基準、認可基準又は認定基準（以下これらを「許可基準等」という。）に対する適合状況等について審査するものとする。

（廃棄物処理施設特別審査会）

第１９条　廃棄物処理施設特別審査会は、環境局長を委員長とし、総務部長、環境対策部長、生活環境部長及び廃棄物指導課長をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

２　前項の審査会は、次の場合に開催するものとする。

(1) 許可等に生活環境の保全上必要な条件を付すとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

（廃棄物処理施設庁内連絡会）

第２０条　廃棄物処理施設庁内連絡会は、廃棄物指導課長を委員長とし、次の部局の職員をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(1) 廃棄物指導課

(2) 環境局環境対策部環境保全課及び環境対策推進課

(3) その他廃棄物指導課長が必要と認める部局

２　前項の庁内連絡会は、次の場合に開催する。

(1) 第４条の事前協議又は許可等の申請に係る審査において、生活環境保全上の影響について、環境関連法令に関する適合状況の意見を求める必要があるとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

３　前項の庁内連絡会において審査する事項は、次のとおりとする。

(1) 省令で定める廃棄物処理施設の技術上の基準への適合状況

(2) その他許可等の基準に対する適合状況

４　第２項の庁内連絡会の開催において必要がある場合は、関係職員の出席を求めることとする。

（審査会等の特例）

第２１条　廃棄物処理施設審査会、廃棄物処理施設特別審査会及び廃棄物処理施設庁内連絡会は、緊急を要する場合は、持ち回りにより開催することができる。

第８章　許可手続き等

（許可処分等）

第２２条　市長は、前章における審査により、許可等の申請が許可基準等に適合していると認めたときは、当該許可等の処分を行なうものとする。

（許可証等の交付等）

第２３条　市長は、前条の許可等の処分をしたときは、省令又は川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成５年川崎市規則第２８号。以下「市細則という。」）に定める様式により、許可証、認可証又は認定証（以下これらを「許可証等」という。）を申請者に交付する。

第９章　使用前検査

（使用前検査）

第２４条　法第８条の２第５項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）又は第１５条の２第５項（法第１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）に規定する使用前検査は、別に定めるところによる。

２　市長は、使用前検査の結果、設置計画に適合していると認めるときは、市細則第２４条の規定により、当該使用前検査の申請者に廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第２１号様式）を交付する。

第１０章　維持管理等

（事故等の報告）

第２５条　政令第２４条に規定する特定処理施設において事故が発生したときは、事故等の概要及び講じた措置の概要について、特定処理施設事故等報告書（要綱第１３号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

（定期検査）

第２６条　法第８条の２の２第１項及び第１５条の２の２第１項に規定する定期検査を受けようとする者は廃棄物処理施設定期検査申請書（省令様式第二十号の二又は市細則様式第２１号の２）を市長に提出しなければならない。

２　市長は定期検査を行ったときは、定期検査結果通知書（省令様式第二十号の三又は市細則様式第２１号の３）を申請者に交付する。

３　市長は、定期検査の結果、法第８条の２第１項第１号又は法第１５条の２第１項第１号に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、申請者に改善を指導するものとする。

第１１章　指定の解除及び変更の届出

（非常災害廃棄物最終処分場設置指定者に係る指定の解除及び変更の届出等）

第２７条　市細則第３２条に規定する非常災害廃棄物最終処分場設置指定者が、その指定の解除を受けようとするとき又は次に掲げる事項の変更をしたときは、解除した日又は変更をした日から遅滞なく非常災害廃棄物最終処分場変更等届出書（要綱第１４号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 非常災害廃棄物最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類

(2) 非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量

第１２章　補　則

（許可証等の再交付）

第２８条　許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（市細則第７号様式）を提出するものとする。

（標準処理期間）

第２９条　廃棄物処理施設の設置及び変更の許可、譲受け及び借受けの許可、合併及び分割の認可、使用前検査、熱回収施設設置者の認定並びに定期検査に係る行政手続法第６条に定める標準処理期間は、次のとおりとする。

(1) 政令第５条の２又は第７条の２に定める処理施設の設置及び変更の許可は、申請を受理した日の翌日から起算して５月を経過する日まで

(2) 政令第５条又は第７条施設（前号に掲げる施設を除く。）の設置及び変更の許可は、申請を受理した日の翌日から起算して２月を経過する日まで

(3) 譲受け及び借受けの許可並びに合併及び分割の認可は、申請を受理した日の翌日から起算して２月を経過する日まで

(4) 設置及び変更の許可に係る使用前検査は、申請を受理した日の翌日から起算して１月を経過する日まで

(5) 熱回収施設設置者の認定は、申請を受理した日の翌日から起算して１月を経過する日まで

(6) 定期検査は申請を受理した日の翌日から起算して１月を経過する日まで

２　市長は、前項の規定により標準処理期間の延長をしたときは、理由を付して申請者に通知する。この場合において、申請者から要求があったときは、市長は当該通知を文書により行うものとする。

（申請及び届出の形式的要件）

第３０条　申請者又は届出者が法人である場合には、事前協議申込書及び第２条に規定する許可等に係る申請又は届出は、当該法人の代表者等がこれを行うものとする。

（委任）

第３１条　この要綱の運用に必要な事項は、次に掲げるもののほか、別に定める。

(1) 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領

(2) 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領

附則

（旧要綱の廃止）

１　川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可等に関する要綱（１５川環廃第１１９１号）の全部を改正する。

（施行期日）

２　この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

（経過措置）

３　この要綱の施行日前に受理した第２条に規定する許可若しくは認可の申請（この要綱の施行日において許可又は認可の処分を行っていないものに限る。）又は届出のうち平成１７年７月１日以後に受理したものは、この要綱の規定に従って審査を行うものとする。

４　旧要綱の規定により委嘱された専門家会議の委員は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成１９年５月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２１年１１月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２６年５月２０日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和元年１２月１４日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附則
（施行期日）

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和８年９月３０日から施行する。

別表１－１　事前協議申込書の添付書類

	申請等の種類	添付すべき書類	様式番号等
1	設置許可申請	(1) 生活環境影響調査実施計画書	要綱第２号様式
		(2) 設置許可申請書（案）	市細則第１３号様式又は省令様式第十八号
		(3) 設置（変更）許可申請書別紙	要綱第３号様式
		(4) 施設設置計画概要書	要綱第４号様式
2	変更許可申請	(1) 生活環境影響調査実施計画書	要綱第２号様式
		(2) 変更許可申請書（案）	市細則第１４号様式又は省令様式第二十二号
		(3) 設置（変更）許可申請書別紙	要綱第３号様式
		(4) 施設設置計画概要書	要綱第４号様式
3	譲受け等許可申請	(1) 譲受け等許可申請書（案）	市細則第１６号様式又は省令様式第二十六号
4	合併又は分割認可申請	(1) 合併又は分割認可申請書（案）	市細則第１８号様式又は省令様式第二十七号
5	相続届	(1) 相続届出書（案）	市細則第２３号様式又は省令様式第二十八号
6	軽微変更届	(1) 軽微変更届（案）	市細則第２２号様式又は省令様式第二十三号
7	産業廃棄物において処理する一般廃棄物に係る届出	(1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（案）	要綱第９号様式
8	熱回収施設設置者認定申請	(1) 熱回収施設設置者認定申請書（案）	市細則第３３号様式又は省令様式第二十五号の二

備考　申請書又は届出書の様式は、一般廃棄物処理施設に係る様式は「市細則」、産業廃棄物処理施設に係る様式は「省令」に定める様式とする。

別表１－２　申請の提出書類（許可・認可・認定申請）

	申請等の種類	添付すべき書類	様式番号等
1	設置許可申請	(1) 設置許可申請書	市細則第１３号様式又は省令様式第十八号
		(2) 設置（変更）許可申請書別紙	要綱第３号様式
		(3) 施設設置計画概要書	要綱第４号様式
		(4) 生活環境影響調査書	任意
		(5) 別表２に掲げる証明書類	
2	変更許可申請	(1) 変更許可申請書	市細則第１４号様式又は省令様式第二十二号
		(2) 設置（変更）許可申請書別紙	要綱第３号様式
		(3) 施設設置計画概要書	要綱第４号様式
		(4) 生活環境影響調査書	任意
		(5) 別表２に掲げる証明書類	
3	譲受け等許可申請	(1) 譲受け等許可申請書	市細則第１６号様式又は省令様式第二十六号
		(2) 別表２に掲げる証明書類	
4	合併又は分割認可申請	(1) 合併又は分割認可申請書	市細則第１８号様式又は省令様式第二十七号
		(2) 別表２に掲げる証明書類	
5	熱回収施設設置者認定申請	(1)熱回収施設設置者認定申請書	市細則第３３号様式又は省令様式第二十五号の二

別表２　　申請書に添付する証明書類

申請者が個人の場合は〇、法人の場合は●、個人・法人に共通する場合は◎とする。

No.	添付書類	説　　明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
1	「定款」又は「寄附行為」の写し		●	●	●※2
2	「登記事項証明書」	(1)次に掲げる対象者の全員のものを提出すること。 ア　申請者(申請者が法人の場合) イ　申請者の株主等※4（これらの者が法人である場合） ウ　申請者の法定代理人（申請者が個人であって、かつ未成年の場合であり、その法定代理人が法人である場合） (2)発行後３か月以内のものを提出すること。	◎	◎	●※2
3	「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」	直前３年の各事業年度のものを提出すること。	●	●	●※2
4	法人税の納付すべき額を証する書類	直前３年の各事業年度の法人税の「納税証明書（その１）」	●	●	●※2
5	法人税の納付済額を証する書類	直前３年の各事業年度の法人税の「確定申告書」の写し (1) 税務署に提出した控えを複写すること。 (2) 確定申告書の「別表４（所得の金額の計算に関する明細書）」の写しを添付すること。	●	●	●※2
6	所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前３年の各年度の所得税の「納税証明書（その１）」	○	○	－
7	所得税の「確定申告書」の写し	(1) 直前３年の各年度のものを提出すること。 (2) 税務署に提出した控えを複写すること。 (3) 「所得税青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写しを添付すること。	○	○	－
8	「住民票の写し」	(1) 次に掲げる対象者の全員のものを提出すること。 ア　申請者（申請者が個人の場合） イ　役員※5（申請者が法人の場合） ウ　申請者の政令使用人※6 エ　申請者の株主等※4（これらの者が個人である場合） オ　法定代理人（申請者が個人であって、かつ未成年の場合（法定代理人が法人である場合においては、その役員）） (2) 本籍の記載があるものを提出すること。 (3) 発行後３か月以内のものを提出すること。 (4) 対象者が外国人の場合は住民基本台帳法に規定する国籍等の記載のあるものを提出すること。 (5) 対象者が日本国籍を有する場合で、当該対象者の住所が国外にあるときは、本籍地の市区町村長が発行した「戸籍の附票の写し」を提出すること。	◎	◎	●※2 ※3

No.	添付書類	説　　明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
9	法第１４条第５項第２号イ（法第７条第５項第４号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	法第１４条第５項第２号イ（法第７条第５項第４号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を提出すること。 産業廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2
10	申請者の「戸籍謄本」	(1) 申請者の法定代理人（親権者及び後見人）がすべて明らかになるものを提出すること。 (2) 発行後３か月以内のものを提出すること。 申請者が個人の場合で、かつ未成年者である場合に限る。	○	○	－
11	申請者が法第7条第５項第4号イ～ルに該当しない旨を記載した書類	「誓約書」（要綱第５号様式）を提出すること。 一般廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2 ※3
12	申請者が法第14条第５項第2号イ～ヘに該当しない旨を記載した書類	「誓約書」（要綱第６号様式）を提出すること。 産業廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2
13	廃棄物処理施設の設置・変更・維持管理に関する技術的能力を証明する書類等	「廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書」（市細則第２６号様式） (1) 当該報告書には、技術管理者の資格の取得を証する書類を添付すること。 (2) 設置許可申請以外の場合であって、技術管理者に変更がないときは、当該報告書の写しを添付すること。	◎	◎	● ※3
		「産業廃棄物処理責任者設置等報告書」（市細則第２４号様式） (1) 法第12条第8項に該当する場合に限る。 (2) 設置許可申請以外の場合であって、処理責任者に変更がないときは、当該報告書の写しを添付すること。	◎	◎	● ※3
14	廃棄物処理施設の設置・変更・維持管理に要する費用の総額並びにその調達方法を記載した書類	「資金計画書」（要綱第７号様式）	◎	◎	● ※3
15	資産に関する調書	「資産調書」（要綱第８号様式） 所得税の確定申告書の写しに、所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写しを添付した場合は、提出を要しない。	○	○	－
16	設置用地を継続して使用する権原を有することを証する書類	(1) 設置用地の「登記事項証明書」を提出すること。 (2) 申請者が土地の所有権を有しない場合にあっては、「賃貸借契約書」等の写しを提出すること。 (3) 公図を提出すること。 (4) 発行後３ヵ月以内のものを提出すること。 設置許可申請以外の場合は、変更があったときに限る。	◎	◎	●

No.	添付書類	説　　明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
17	廃棄物処理施設の譲り受け等に関する契約書の写し	処理施設の譲受け等に関する契約書（仮契約を含む）	－	◎	－
18	「合併契約書」又は「分割契約書」の写し		－	－	●
19	合併等による承継者又は合併等の相手方が現に行っている事業の概要を説明する書類		－	－	●※2

備考

※１　廃棄物処理施設を承継する者に関するものを提出すること。

※２　合併の当事者の一方又は吸収分割により廃棄物処理施設を承継する法人で廃棄物処理施設の許可を受けたものでない法人に関するものを提出すること。

※３　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により廃棄物処理施設を承継する法人に関するものを提出すること。

※４　株主等とは、発行株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主、又は出資額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※５　役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、監査役、顧問その他名称を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者（いわゆる執行役、支配人等）を含む。なお、登記簿に記載された役員は、常勤及び非常勤の別を問わず、すべて対象となる。

※６　政令使用人とは、政令第４条の７に定める使用人であって、本店の代表者、支店の代表者、事業所等における廃棄物の処理に関する契約締結権限を有する者をいう。